

各部課(かい)長

熱海市長 齊 藤 栄

平成 30 年度予算編成方針について(通達)

<中長期的課題の認識の共有>

本市を取り巻く環境は依然として厳しく、多くの課題が山積している状態にある。

人口は、昭和 40 年をピークに一貫して減少し、年少・生産年齢人口の減少、若年層の転出超過や高齢化の進展などにより、人口構成に大きな歪みが生じている状況にある。

こうした状況を反映し、行財政面においては、一般会計歳入総額の 52%を占める市税収入の減少に歯止めがかからない状況が継続している中で、社会保障関連経費や老朽化した公共施設、インフラの改修等に係る経費が増加傾向にあり、政策的経費に充てる財源の確保が厳しい状況にある。加えて、地域コミュニティ活動の担い手不足や各産業分野における働き手の不足など人的資源の確保も難しい状況にある。

一方で、伸び幅は鈍化している面が見られるものの、過去2年間にわたり宿泊客数は 300 万人を突破しており、観光交流客数の増加や民間による新たな投資などにより、市内景況感は堅調に推移している状況にある。しかしながら、その波及効果は未だ限定的であり、継続的に富を稼ぎ、地域内に循環させるなどの持続的な観光地経営体制の構築は道半ばの状況にある。

こうした多くの課題を抱える中、今後、2019 年ラグビーワールドカップ、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを見据え、社会の様々な仕組みの変化が加速していくことが想定される。また、本市においても、JR デスティネーションキャンペーンや伊豆半島ジオパークの世界認定への再挑戦など、国内外で注目される機会を迎える。

こうした機会は、本市における様々な仕組みや制度を柔軟に、より良く変化させ、市民や観光客の満足度を更に高めていくための好機である。本市が抱える課題を十分に認識しつつ、変化を厭わず、課題解決に向け、果敢に挑戦していくこと取組が強く求められている。

<新生熱海の実現>

平成 30 年度予算編成は、新生熱海の実現に向け、引き続き、「日本でナンバー1の温泉観光地づくり」、「住まうまち熱海づくり」、「市民のための市役所づくり」の 3 つの柱立てを基本にしつつ、「第四次総合計画後期基本計画」及び「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた諸施策を力強く推し進めていく観点から作業を進めていく。政策立案、予算案の調整など、予算編成段階から実行まで、部署横断的に進めることなど、全庁的な体制で取り組まれない。

その際、職員 1 人ひとりが、自らを、自らの働き方を、職場を、政策を、そして、市民生活をより良く変化させていくことを常に意識し、行動されたい。

また、各部課長においては、職員の創意工夫・チャレンジ精神が常に発揮できるよう環境づくりに取り組むとともに、部署横断の施策検討・実行を常に意識するなど、強いリーダーシップを発揮されたい。

記

1. 施策検討の視点

先に掲げた中長期的な課題を再認識することを前提に、3.基本方針(歳入歳出等にかかる基本的事項)とともに、政策推進に資する施策検討の際には、以下の点を踏まえ、全職員が編成作業にあたること。

- (1) 定性、定量データを活用した現状分析のもと、市民意向等を把握し、何のために、どのような手法を用いて、何をするのかを明確にし、施策予算案を作成すること。
- (2) 先進地視察の実施結果に基づく他都市の先行事例など、本市においても効果が見込める施策については、本市の特性を考慮しつつ、施策検討を積極的に進めること。
- (3) 予算案の段階における施策実施の工程については、四半期ごとに進捗把握及び仮の効果測定が可能となるよう設計すること。
- (4) 新政策ヒアリングにおける指示事項等、ヒアリング結果に基づき、予算編成作業を進めること。

2. 重点施策推進枠

この重点施策推進枠の設定は、新規施策の実施又は既存施策の加速を促す事業を集中的に実施することを目的としていることに変更はない。

各部においては、この目的を認識し、推進枠において要求する事業については、次の「重点施策推進枠事業の方針」に基づき、上記目的に沿う設計となっているかなど、十分に精査し、絞り込んだ上で要求すること。

なお、次の事業については、重点施策推進事業ではあるが、予め配分上限5千万円の枠外として取り扱うこととするため、要求分にはその額を計上しないこと。ただし、これらの事業についても他の推進枠と同様の書式に必要項目を記載の上、提出すること。

<枠外重点施策推進事業>

	部名	事業名
1	経営企画部総務課	南熱海支所・消防署出張所改築事業
2	市民生活部協働環境課	し尿等処理施設建設事業
3	〃	エコ・プラント姫の沢保全工事
4	健康福祉部社会福祉課	児童発達支援センター新設等事業
5	教育委員会学校教育課	認定こども園新設事業
6	〃	学校等施設修繕事業
—	すべての部 共通	建物解体事業のみで跡地利用等の方針が未定のもの。

<重点施策推進枠事業の方針>

(配分基準)

- ・各部(公営企業を除く)配分上限 5 千万円(総額 3 億円)。
- ・必要に応じて人的配置について考慮する。

(重点施策分野)

(1) 日本でナンバー1の温泉観光地づくり

～市民生活を豊かにする原資を得るための観光・商業振興施策～

- ・熱海型DMOの構築に資する事業
- ・滞在時間の延長及び再来訪促進に向けた来誘客の満足度向上に資する事業や賑わい創出に資する事業
- ・JR デスティネーションキャンペーンに向け、官民一体となった実施体制の構築及び地域資源を活用した商品造成等の展開に資する事業
- ・宿泊業を中心とした観光関連産業における雇用確保支援に資する事業
- ・創業支援や経営支援の強化、新たな産業・働き方・暮らしの創造に資する事業
- ・その他、日本でナンバー1の温泉観光地づくりに資する事業

(2) 住まうまち熱海づくり

～観光・商業振興で得られた原資を活用して市民生活を豊かにする施策～

- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実等、少子化対策に資する妊娠・子育て環境の充実に資する事業
- ・待機児童の解消及び保育等就学前施策の充実に資する認定こども園の開設、未就学児の保育・教育環境の整備に資する事業
- ・計画的な教育施設の修繕、就学児の学習環境の充実に資する事業
- ・未就学児の療育環境の拡充、障害者雇用の促進に向けた環境整備に資する事業
- ・高齢者の居場所づくり、介護予防の充実等、高齢者が安心して、生き活きと暮らすための地域包括ケアシステムの実現に向けた環境整備に資する事業
- ・道路・歩道の維持・修繕等、市民生活を向上する公共施設の整備に資する事業
- ・その他の住まうまち熱海づくりに資する事業

3. 基本方針

(1) 基本的事項

予算要求額は、継続的に実施する事業に係る経常経費については、原則として、平成29年度当初予算額の範囲内とする。

人口減少への対応を加速するための「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている事業及び新政策ヒアリングの対象となった事業を予算要求する場合は、事業計画、後年度への財政負担等を調整したうえで、前年度予算の枠外として要求を認める。

前記事業以外の臨時的経費、新規事業及び既存事業の拡充については、必ず既存事業の見直しや廃止、新規補助金等の財源を確保したうえで要求すること。適切な事業設計、必要経費の見直し等を徹底し、予算要求を行うものとする。なお、基本的事項を遵守した要求であっても、更なる査定を行う。

(2) 歳入について

- ①市税については、社会経済情勢、税制改正の動向に即応しつつ、的確な課税客體、

課税標準の把握に注力すること。また、口座振替やコンビニ収納の活用を奨励することにより納期内納付の促進を図るとともに、特に税負担の公平確保のため、収納率の向上に最大限の努力をすること。

- ②国、県支出金、市債等の依存財源については、新たな補助制度、融資制度等の発掘に努めること。なお、国庫支出金については、交付金化など、制度変更される場合、情報に十分注意し予算計上すること。市債については、将来予想される施設更新等の大型事業への対応に留意し計画的に措置すること。
- ③使用料、手数料等については、受益者負担の原則により、現行料金の設定年度、他都市の状況、関連事務費等を勘案し、適正な額となるように見直しを行うこと。また、安易な減免措置について見直すこと。
- ④その他の収入についても、本来受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケースがないか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。
- ⑤未利用財産については、公共施設マネジメントの観点から、売却や民間投資の誘致など利活用に努めること。
- ⑥新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

(3) 歳出について

- ①既存の事務事業経費については、廃止・中断を含めて全面的な見直しを行い、費用対効果を検討して、徹底的に削減・合理化を図ること。
- ②経常的経費については、慣例にとらわれず、抜本的見直しを図り廃止・統合の推進を図ること。
- ③新たな補助金は原則として認めないものとする。また、継続する補助金及びイベント開催等の奨励的経費については、公益性、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査のうえ、ゼロベースから徹底した見直しを行い、収入に応じて減額措置を講ずるとともに、可能な限り終期を設定すること。
- ④多様な入札・契約方式の推進を図り、公共工事のコストを見直し、縮減について積極的に研究し、予算要求に反映させること。

(4) 特別会計及び公営企業三会計について

- ①特別会計は、その設置趣旨に沿って、一般会計に依存することなく独立採算を目指し一般会計に準じて、予算を編成するものとする。
- ②公営企業三会計は、受益と負担の原則からも適正な料金の設定や徴収体制の強化及び組織のスリム化、アウトソーシング等を推進し、独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。